

# 資料 2 - 1

規制改革会議ホットライン対策チーム

## 各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項（案）

1. 規制改革ホットラインの設置後、平成 25 年 7 月 31 日までに所管省庁から回答を得た提案事項 396 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループ（規制改革会議ホットライン対策チームを含む）で更に精査・検討を要すると認められたものは次のとおり。

### 健康・医療ワーキング・グループ関係

	チーム (案)
1 医薬品登録販売者制度の見直し（テレビ電話等情報通信技術を活用することによる登録販売員制度の見直し）	○
2 薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和	◎
3 社会福祉法人認可保育園の透明化強化を	◎
4 特養を民間でできる事を提案します	◎
5 社会福祉法人の役員構成についての提言	◎
6 医療費抑制はレセプト審査の規制緩和で可能	◎

### 雇用ワーキング・グループ関係

	チーム(案)
1 1年単位の変形労働時間制にかかる天災時のカレンダーの変更	◎ (※1)
2 休憩時間の一斉付与の規制の廃止	◎ (※1)
3 「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働」の許可基準	◎ (※1)
4 みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の労使協定届出の本社一括届出/報告	◎ (※1)
5 36協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用	◎ (※1)
6 労働者派遣法における「マージン率の開示義務」の撤廃について	◎ (※2)

(※1)：雇用ワーキング・グループにおいて労働時間全般を検討

(※2)：同上ワーキング・グループにおいて労働者派遣制度の見直しを検討

創業・IT等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)
1 汚泥の脱水施設の取扱いの見直し	○
2 県外産業廃棄物流入規制の見直し	○
3 広域認定制度における他社製品の処理の緩和	○
4 土地の形質変更時の届出の簡素化	○
5 高圧ガスについて研究開発設備に関する規制緩和	◎
6 教育情報化の推進に関する制度見直し等	○
7 信用保証協会「保証付債権」の譲渡に関わる要件の緩和	○
8 個人向け国債を特定寄附信託の信託財産の運用対象とすること	○
9 海外の証券会社による公募増資に係る海外募集のための株式取得及びブロック取引のための取得の対内直接投資等からの除外	○
10 貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	○
11 警備法上の申請・届出等の手続きの電子化	○
12 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	○
13 住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算	○
14 瀬戸内海航路における航路内通行規定の緩和	○
15 廃棄物処理法に係る許可手続きの電子化	○
16 独占禁止法9条、11条（一般集中規制）の廃止	◎
17 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	◎
18 国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減（規制緩和措置）	○
19 証券会社に対する取引照会の一元化（税務調査関連）	◎
20 クラウドメディアサービスの実現	◎
21 地域の自立型電源設置スペースとしての公共空間利用	○
22 食品衛生管理者資格認定講習会受講の容易化（受講機会の拡充）	◎
23 外国人技能実習制度の期間延長	◎
24 デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	○
25 不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	○
26 動産譲渡登記等を取り扱う法務局の複数化	◎
27 国際先端テストを活用した充電スタンドや水素スタンド設置にかかる保安規制等の早期見直し	○
28 国際先端テストを活用したPCB廃棄物処理コスト引き下げのための処理対象基準の見直し	◎

### 農業ワーキング・グループ関係

	チーム (案)
1 農業分野の規制緩和（少額資本の農業企業について、農業生産法人の要件の廃止・緩和）	◎
2 中小企業信用保険制度の対象業種の追加（農業、林業、漁業）	◎
3 株式会社による農業参入と農地直接所有の容認	○
4 農業協同組合に対する金融庁検査について	○

### 貿易・投資等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)
1 東京国際空港の発着枠における規制値の緩和	◎
2 電気機械器具の電線（接地線）の太さに関する国際規格との整合性	○
3 電動車用非接触充電の関連法規の整備（国際規格との整合性）	○
4 輸入海上コンテナ揚地変更手続きの要件緩和	○
5 航空貨物の国際線航空機への直接機移しの承認	○
6 貨物管理責任者の要件見直し	○
7 再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	○
8 検疫対象輸入航空貨物の空港外施設における取扱いの緩和	○
9 航空機の部分品等の輸出に係る手続の簡素化	○
10 特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入	◎
11 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	○

### その他（規制改革会議ホットライン対策チーム関係）

	チーム (案)
1 建物表題登記における添付建物図面の様式規格の緩和（A3版サイズの容認）	○
2 商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	○
3 車庫規制の緩和	○

## 2. 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：3月22日

所管省庁への検討要請日：5月2日

回答取りまとめ日：5月31日

提案事項	医薬品登録販売者制度の見直し（テレビ電話等情報通信技術を活用することによる登録販売員制度の見直し）
具体的内容	<p>①登録販売者の常備配置要件について、テレビ電話などの情報通信技術の活用による、登録販売者との常時接続による説明・応答可能な環境を整備することを条件として要件適合とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①登録販売者は店舗販売業営業時間中は常駐配置義務があり、登録販売者不在時の顧客の緊急需要に応えられない実態がある（第2類及び第3類医薬品は、当該医薬品販売時における当該医薬品の情報提供は義務化されていないが、顧客より相談があった場合は説明義務が有る）。なお、昨年度同様の要望を提出したところ、厚生労働省から、「一般用医薬品は…（中略）…リスクを併せ持つものです。したがって、その適切な選択と適正な使用を確保するためには、専門家が対面で情報提供・相談応需を行って販売すべきです」との回答があった。情報通信技術を用いて即座に顧客の質問に回答できるシステムを構築・導入すれば、登録販売者常駐配置と同等の環境を整えられることとなり、登録販売者不在時の顧客の緊急な販売要請に応えられる。今後の高齢化進行に伴い、交通弱者となった顧客が増加する点、小売店数が継続して減少している点を鑑みても、近隣のコンビニエンスストアを日常的に利用する機会は多くなっている。こうした社会環境の変化に対応できる、便利な店舗としての役割として、医薬品の取扱いには必須と考える。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	① 店舗販売業における専門家の配置については、薬事法第28条の規定により、実地に管理することを求めるとともに、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条の規定により、一般用医薬品を販売する営業時間内の常時配置を求めています。
該当法令等	薬事法
措置の分類	対応不可
措置の概要	① 一般用医薬品を販売等するに当たっては、医薬品の安全性確保や適正使用といった観点から、情報提供や相談応需、店舗の管理等は、医薬品の効能・効果や副作用等に関する知識と経験を有する薬剤師や登録販売者が行うべき重要な業務であり、医薬品を販売する時間における専門家の常時配置を求めているところです。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：3月23日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和
具体的内容	指先の自己穿刺による検査を薬局で行ってよいという臨床検査技師法の解釈（衛生検査所に該当しないという解釈）を新たな厚労省通知により明確化すること。
提案主体	糖尿病診断アクセス革命事務局

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	人体から排出され、又は採取された検体について臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を業として行う場所を開設しようとする者は、所在地の都道府県知事の登録を受けなければなりません。
該当法令等	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条、第20条の3
措置の分類	検討
措置の概要	簡易診断を受けられる環境整備については、現在、産業競争力会議で議論されており、その結果を踏まえ、平成25年度中に検討を行います。

番号：3

受付日：3月26日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	社会福祉法人認可保育園の透明化強化を
具体的内容	社会福祉法人による民間認可保育園に投入した税金がある一定以上の巨額な場合は任意でなく必ず公開とする。
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当であるとしております。
該当法令等	社会福祉法第44条等
措置の分類	検討

## 提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	平成24年度分の財務諸表については、広報誌やインターネット等により公表するよう、社会福祉法人に対して周知するとともに指導することとしております。 今後、すべての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行います。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年中に結論を得る予定です。
-------	---

<b>健康・医療ワーキング・グループ関係</b>	番号：4
--------------------------	------

受付日：3月25日	所管省庁への検討要請日：7月9日	回答取りまとめ日：7月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	特養を民間でできる事を提案します
具体的内容	特養を、民間ができる仕組みを考える時に、民間の質の問題だと思えます。確かに、民間業者には、質の面で大きく差があると思えますが、社会福祉法人よりもサービスの質を追求している業者は、数多くあるのが現状です。民間は、サービスの質を上げなければ生き延びていけないのが、原理原則です。そこで、現在の民間で、ある程度の質を保っている民間業者に、特養ができる規制緩和を求めます。 このことによって、特養全体の質の向上を図れると思えます。そして、社会福祉法人の税金の優遇をやめるべきだと思えます。税金の優遇をしなければ、経営がやっていけない社会福祉法人があるとすれば、いつでも民間は変わって運営できます。また、特養は、積極的に生活保護の人を受け入れていかなければならないと思えます。
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	特養の設置主体について 特養は、重度の要介護者や、低所得の高齢者が多く入所しており、 ・要介護者高齢者の「終の棲家」としての側面を持っていること ・低所得者の負担軽減を積極的に実施する必要があること 等から、その運営に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。このため、特養の設置主体は、原則として、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されているところです。
該当法令等	老人福祉法第15条第1項、第3項及び第4項
措置の分類	その他（他に分類できないもの）
措置の概要	平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、社会医療法人による特養の設置を可能とする旨の条項が盛り込まれていましたが、国会修正により、当該条項が削除された経緯があり、特養の設置主体については、高い公益性と安定性の担保が不可欠のため、地方公共団体、社会福祉法人等に限定しています。

番号：5

受付日：5月6日	所管省庁への検討要請日：6月6日	回答取りまとめ日：7月31日
----------	------------------	----------------

提案事項	社会福祉法人の役員構成についての提言
具体的内容	社会福祉法人、特に保育園経営の法人に身内（同族）による役員構成が目に見え形で行っている。法人の役員構成には身内の人数規制があるが、しかし理事長がお母さん、娘、息子が理事更には園長を兼任している等同族支配で運営しているのが現実。この事によって職員が将来性と展望が出来ない為優秀な職員が退職してゆく様な結果になっている。是非検討を願いたい。
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	社会福祉法人の役員については、専横的な法人運営を防止する観点から、法律上、親族等の「特殊関係者」が役員2分の1を超えてはならないこととしているほか、通知において、法人の定款で定める「特殊関係者」については、理事の定数に応じ、具体的に定めています。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

該当法令等	社会福祉法第 36 条、56 条、社会福祉法人の認可について (平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	本提案の事案では、所轄庁及び法律又は法人の定款に違反しているかどうかは不明ですが、違反する場合には、所轄庁による指導等の対象となります。

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：5月15日	所管省庁への検討要請日：6月6日	回答取りまとめ日：7月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	医療費抑制はレセプト審査の規制緩和で可能
具体的内容	今行われているレセプト審査は、都道府県により審査が甘いなど多くの問題がある。その要因は、レセプトを請求している医師等が行う身内審査であり、透明・公正な審査とは言えず、その弊害は大きいと思う。支払基金の運営費総額約八百億円に対して、支払基金での査定金額は僅か二百数十億円である。現在、健保組合が支払基金で審査したレセプトを再審査し成果を上げている。今後、直接審査を無条件で認めれば、莫大な金額が査定でき、医療機関もより正しい請求を心がけると思う。厚労省は 2002 年末、医科・歯科レセプトの直接審査を条件付きで解禁したが、これには「何万もある医療機関の同意」が必要なため、実施することは事実上不可能。医療機関の同意を不要とする規制緩和を実施してほしい。
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	健康保険組合（以下、「健保組合」）が直接審査を行う際には、 ① 対象医療機関の同意 ② 公正な審査体制の確保 ③ 個人情報保護の徹底 ④ 紛争処理ルールの明確化（あらかじめ具体的な取決めを文書で取り交わす。） を必要としています。（平成 24 年 2 月 20 日保発 0220 第 1 号保険局長通知） ※ 社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」）との間で、適正な審査に関する意見を受ける契約を締結した場合は、具体的な取決めを交わしたものとして取り扱っています。
該当法令等	健康保険法第 76 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	直接審査を導入した健保組合について、全国の各医療機関は、支払基金に対して請求を行う他の健保組合と区別してレセプトの請求を行うこととなります。（現在、健康保険組合数は 1,400 超であり、また健保組合に対する診療報酬の請求は年間 3 億件です。） 直接審査の導入に際して、医療機関の同意を要件とするのは、直接審査を行う健保組合と直接審査を行わない健保組合とを、医療機関が事前に確実に把握し、レセプトの請求先の誤りを防止することや、レセプトを区分して提出することによる医療機関の事務の煩雑化に配慮するためです。 こうしたことから、医療機関の同意を得ずして直接審査の実施を認めることは、適当でないと考えます。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：3月22日

所管省庁への検討要請日：5月2日

回答取りまとめ日：5月31日

提案事項	1年単位の変形労働時間制にかかる天災時のカレンダーの変更
具体的内容	<p>台風や大雪等の天災が発生した場合、得意先の稼働状況や従業員の安全確保等に鑑みて、急遽、稼働を停止することがある。</p> <p>1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>1年単位の変形労働時間制では、労働時間の特定後は、労働日の変更は一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出勤日が決まっていない状況では認められていない。</p> <p>しかし、天災による稼働停止は事業主が責を負うべきものではなく、不可避なものであり、上記のように緊急的な対応を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>1年単位の変形労働時間制の導入に当たって、対象期間中の労働日と各労働日の所定労働時間を労使協定により定める際に、対象期間を1ヶ月以上の期間ごとに区分した上で、最初の区分期間の労働日と各労働日を定めるとともに、残りの区分期間については各期間の総労働日数と総所定労働時間数を定める方法が認められています（法第32条の4第1項第4号）。</p> <p>その場合、各区分期間が開始する30日前に、事業場の過半数組合又は過半数代表者の同意を得て、当該区分期間の労働日と各労働日の所定労働時間を書面で定めなければなりません（法第32条の4第2項）。</p> <p>なお、1年単位の変形労働時間制を採用した場合に、労働日の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならない場合の休日の振替が認められています。この場合、就業規則において休日の振替を必要とする場合に休日を振り替えることができる旨の規定を設け、これによって休日を振り替える前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えること等が要件となっています（平成11年3月31日基発第168号）。</p>
該当法令等	労働基準法、平成11年基発第168号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>労働時間に関しては、労働者の健康や生活時間の確保を図る必要があり、要件緩和は困難です。</p> <p>使用者に一方的な振替権限を与える形での要件緩和は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するための制度である変形労働時間制の趣旨に反することとなることから、現行の制度運用の変更には慎重な対応が必要であると考えます。</p> <p>なお、労働時間法制については、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に議論することを想定しています。</p>



## 提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：3月22日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	休憩時間の一律付与の規制の廃止
具体的内容	<p>休憩時間の一律付与の規制を撤廃し、休憩時間を、業務実態や労働者の働き方に合わせて付与できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>休憩時間については、平成10年の法改正により適用除外許可が廃止され、労使協定の締結により適用除外が認められるようになった。しかし、事業場ごとに一律に休憩を付与することが原則となっている。</p> <p>過去においては、労働集約型産業が中心であり、休憩を一律に付与することに意義があったと考えられるが、労働者の働き方やライフスタイルが多様化していると共に、情報通信技術の進化により、時間や場所にかかわらず働くこと（在宅勤務等）が可能となってきている。</p> <p>労務管理の個別化が進展し、かつ、自律的に働くことを希望する労働者が増える中、一律的な休憩の付与は労働者の自律的な労働時間の配分に制約を課すことからその意義を失っている。特に、在宅勤務を含めた多様な働き方の増加を踏まえれば、休憩の一律付与の義務を撤廃すべきと考える。</p> <p>一律付与の義務撤廃は、今後の労働力人口の減少を見据え、業務の効率化や多様な働き方を可能とする基盤整備につながり、日本における各企業の生産性向上、競争力強化につながるものと考えられる。</p> <p>法制上、労働者の保護とともに企業の競争力を高める配慮がなされるべきであり、企業の実態に合わない制度では競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
--	------------

制度の現状	<p>一律休憩規定は、休憩の実をあげるため、休憩時間は事業場単位で一律に与えなければならないとされています。ただし、以下の場合、当規定の適用が除外されることとなっています。</p> <p>① 公衆を直接相手とする業態である運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業及び官公署の事業</p> <p>② ①以外の業態で、「一律に休憩を与えない労働者の範囲」、「当該労働者に対する休憩の与え方」を定めた労使協定を締結した場合</p>
該当法令等	労働基準法、労働基準法施行規則
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>労使協定の締結による適用除外が認められており、かつ、当該協定に係る行政官庁への届出義務もないことから、事業場の実情を踏まえた規制の適用除外は現行でも既に可能となっています。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：4月12日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働」の許可基準
具体的内容	<p>東日本大震災のような、未曾有の災害発生時の損害保険業における損害調査業務については、「単なる業務上の繁忙その他これに準ずる経営上の必要（解釈例規）」として整理せず、許可の対象としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>地震保険等において適正な保険金を支払うためには、迅速に付保物件の損害状況を調査する必要がある。未曾有の災害の発生時には、保険会社には迅速かつ適正な保険金支払いが社会的にも求められ、保険金の支払が通常の労働時間の運用により遅延し又は直ちに着手できないとすれば、損害保険の公益的機能の面から支障が生じる。</p> <p>このため、交通機関の寸断等により他事業所からの人員の差し繰りが困難である期間については、「災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることができない場合（解釈例規）」に該当しており、これを許可の対象に加えていただきたい。</p>
提案主体	日本損害保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、監督署長の許可を受けて、時間外・休日労働を行わせることができます。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	対応不可
措置の概要	御要望の業務について、一律に許可の対象から除外されているわけではありませんが、労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることの出来ない場合の規定であり、厳格に運用すべきものであると考えます。

番号：4

受付日：4月12日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	（みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の）労使協定届出の本社一括届出/報告
具体的内容	<p>（みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の）労使協定届出について、就業規則・36協定同様に、本社一括届出/報告を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>実態として、同一企業・同一の職種であれば協定内容に大きな違いがなく、各事業場からそれぞれの所轄労働基準監督署へ届け出することは非効率である。</p>
提案主体	日本損害保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定は、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
該当法令等	労働基準法、労働基準法施行規則
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>事業場外労働の労使協定は、事業場で従事する業務の実態に即して労働時間の算定が行われるようにするため、その実態がよくわかっている労使間で協議して「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」を定めることとしたものです。</p> <p>労使協定届出時に協定内容について、当該個別事業場の実態に沿ったものとなっているかどうか質問させていただくこともあることから、本社一括届出を認めることは困難であると考えます。</p> <p>また、効率の観点からは電子申請の利用も可能ですので御検討をお願いいたします。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：5

受付日：4月16日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	36協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用
具体的内容	近年、企業が世界的規模でサプライチェーンの構築を進めるなか、他国の政治社会情勢や自然災害等により、日本国内の事業場における生産を大幅に調整しなければならない実態が頻発している。このような場合、状況によっては労働時間を一定期間継続的に延長しなければならないこととなるが、基準により適切な生産活動を行うことが困難となる状況が発生している。そこで、労働基準監督署において、所管地域の事業場や関連する海外の事業場の状況等を総合的に勘案し、特段の事情があると認定した場合に、「一時的または突発的」あるいは「全体として1年の半分を超えない」という要件について、柔軟な解釈がなされるべき。
提案主体	日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	特別条項付の時間外労働・休日労働協定を締結・届出をすることで、時間外労働の限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じた場合に限り、限度時間を超えて労働させることができます。
該当法令等	労働基準法、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準
措置の分類	対応不可
措置の概要	時間外労働は、通常の場合であっても、本来、最小限にとどめられるべきものですが、弾力的措置として、一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があり、全体として一年の半分を超えないことが見込まれるものである場合に限って、限度時間を超えた時間外労働を認めているところです。 現在の解釈を、規制を緩める方向で変更することは、過重労働を助長する方向に働く恐れもあり、労働者保護の観点から、困難であると考えます。

番号：6

受付日：3月27日	所管省庁への検討要請日：5月2日	回答取りまとめ日：5月31日
-----------	------------------	----------------

提案事項	労働者派遣法における「マージン率の開示義務」の撤廃について
具体的内容	昨年改正された労働者派遣法の「マージン率の開示義務」を撤廃し、本来の目的を達成するために「派遣料金内訳の説明義務」を提案します。
提案主体	民間企業

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	派遣元事業主は派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（いわゆる「マージン率」）や教育訓練に関する事項等を公開しなければならないこととされています。
該当法令等	労働者派遣法第23条第5項
措置の分類	対応不可
措置の概要	本規定は、派遣元事業主が不当に多い割合を控除しているとの指摘があったこと等から、派遣元事業主のマージン率や教育訓練に関する事項等を公開することとしているものです。 情報公開をもって、派遣労働者や派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるようにすることがこの制度の趣旨となります。仮に「派遣料金内訳の説明義務」を課したとしても、詳細な説明を求めることは、派遣元事業主の事務負担の急激な増加や事業主間の説明内容の統一という観点から現実的でないと考えられます。一方、詳細でない説明を求めてもこの制度の趣旨は達成されません。したがってマージン率や教育訓練に関する事項等の公開を行うことが適当です。